「通話トッピング」提供条件書

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社(以下、併せて「当社」といいます。)は、povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 サービスについて、以下のとおり通話トッピングを提供します。

1. 概要

povo2.0 をご契約のお客さまは、使い方に合わせて通話トッピング(5 分以内通話かけ放題、通話かけ放題)がご利用いただけます。

2. 提供条件

(1) 通話トッピングの基本情報

通話トッピングの種別	利用料	内容*1
	税抜額 500 円/月	1回5分以内の国内通話が
5 分以内通話かけ放題	(税込額 550 円/月)	24 時間かけ放題となりま
		す。
通話かけ放題	税抜額 1,500 円/月	国内通話が 24 時間かけ放
	(税込額 1, 650 円/月)	題となります。

*1:0570 (ナビダイヤルなど) ・衛星船舶電話など、かけ放題の対象外となる通話があります。詳細は(2)③を参照ください。

(2) 重要事項

① ご利用方法

- ・通話トッピングをご利用の際は、「povo2.0 アプリ」から、トッピングの種別を 選択の上お申込みください。
- ・通話トッピングの解約についても、「povo2.0 アプリ」から、からお申込みいた だけます。

② 適用・解除について

- ・購入処理が完了した時点で適用を開始し、利用料がかかります。
- ・お客さまから通話トッピングの解除の申込みがあるまで、毎月継続して適用します。
- ・サービス内容の変更により、通話トッピングの種別ごとに、その提供を終了する ことがあります。提供を終了する場合は、提供を終了する月をもって、通話トッ ピングを解除します。
- ・購入処理完了時点以前の通話は、通話トッピングによるかけ放題の対象外となり ます。
- ・povo2.0のご契約と同時にお申込みいただいた通話トッピングは、SIMの有効化を 行った月よりご利用料金が発生します。
- ・利用料は日割りしません。ただし、当面の間、月途中の適用開始時は適用開始月の末日までの日数分の日割額のご請求となります。また、povo2.0 の契約解除が

あった場合も、当面の間、povo2.0 の契約解除日までの日数分の日割額のご請求となります。なお、日割額での請求について、所定の場合、翌月以降の請求において端数にあたる額を調整させていただくことがあります。

- •5 分以内通話かけ放題を適用中に通話かけ放題にご加入の場合、両方の通話トッピングの利用料がかかります。この場合、5 分以内通話かけ放題は自動的に廃止されませんのでご注意ください。
- 通話かけ放題を適用中は、5分以内通話かけ放題にご加入いただけません。
- ・povo2.0 通信サービス契約約款第 25 条第 1 項第 1 号または第 2 号により povo2.0 の利用停止があった場合、利用停止後、順次通話トッピングの適用を廃止します。この場合、当社がその通話トッピングの廃止を行った月の末日までの通話について通話トッピングの適用対象とします。
- ・通話トッピングを解除する申込みを行った場合のほか、povo2.0 の契約解除があった場合には、通話トッピングの適用を廃止します。その場合、以下に定める日までの通話について通話トッピングの適用対象とします。
 - ア povo2.0 の契約解除があった場合:契約解除日
 - イ povo2.0 ご契約中に通話トッピングの解除の申込みを行った場合:解除する申込みを行った月の末日まで
- ③ 「5 分以内通話かけ放題」「通話かけ放題」の対象外となる通話について
 - ・0180 (テレドーム)、0570 (ナビダイヤルなど)から始まる他社が料金設定している電話番号への通話や、番号案内(104)、行政1XYサービス(188)、#ダイヤル(クイックダイヤル)、SMS 送信、衛星電話/衛星船舶電話への通話、当社が別途指定する電話番号への通話等については、かけ放題の対象外となります。また国際電話や海外での発着信についても対象外となります。これらの通話についてはサービスに応じた料金がかかります。
 - ・別に定める一部の電気通信事業者への通話や、月間 744 時間または 1 日 24 時間を超える通話は有料となる場合があります。なお、ご利用の通話時間は同月中に auの「通話定額 2」「通話定額ライト 2」等 au/UQ moblie/povo1.0 の各種かけ放題サービスでご利用いただいた通話時間と通算します。
 - ・通話トッピングの適用を受けている povo2.0 回線について次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、通話料の支払いを要する場合があります。
 - ア povo2.0 通信サービス契約約款の第25条(利用停止)第1項第13号及び第14号に該当するとき。
 - イ povo2.0 通信サービス契約約款の第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第2号及び第3号に該当するとき
 - ウ その povo2.0 回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信 回線に転送する等により、その povo2.0 回線を使用して他人の通信を媒介し たとき。
 - エ 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得 ているとき又はその恐れがあるとき。
 - オーその契約者から次々項に定める協力を得られないとき。
 - カ その povo2.0 回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電

気通信サービス (通話に係るものに限ります。)を利用するための電気通信番号 (当社が別に定めるものに限ります。)に対して行われたものであるとき。

- キ その povo2.0 回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。
- ク その povo2.0 回線からの通話が、通話先と対話を目的としていないなど、 通常の通話方法でないとき。
- ケーその他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。
- ・上記のア〜ケに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、通話トッピングの適用を廃止することができるものとします。それ以降、同一名義の povo2.0 契約者から通話トッピングの申込みがあった場合でも、かけ放題の対象とならず、通話料がかかります。
- ・当社は、「5 分以内通話かけ放題」「通話かけ放題」の対象外と判定をするために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、povo2.0 契約者は、その調査等に協力していただきます。
- ・この調査等を行うにあたり、povo2.0 契約者はその回線に係る通話の情報等(調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。

■本提供条件書について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の 提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に 該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知お よび説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(povo2.0通信サービス契約約款 その他当社の各契約約款および各規約をいいます。)の規定を適用します。契約約款等の 詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■更新履歴

2021 年 9 月 29 日 初版作成

2021 年 10 月 11 日 日割額での請求に関する明確化のための改版

2022 年 8 月 16 日 廃止条件の変更に伴う改版